

厚生常任委員会

令和2年6月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子
中川 靖広
坂口 議長

○横田 敏文
小城 世督

溝部真紀子
伴 吉晴

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	長寿福祉課長補佐	細川 友希
健康対策課長	北 典子	国保医療課長	安藤 晴康
国保医療課長補佐	富井 千晶	環境対策課長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 横田委員、溝部委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の全員協議会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。横田副委員長ともどもよろしくお願いを申しあげます。

会議に先立ちまして、新規採用職員の紹介を住民生活部長からお願いをいたします。

（ 住民生活部長が新規採用職員を紹介 ）

委員長 ありがとうございます。

新規採用職員の方は、退室していただいて結構です。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前9時03分 休憩 ）

（ 午前9時03分 再開 ）

委員長 再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、横田委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会議時

間の短縮にご協力をいただきますよう、お願いいたします。

初めに、1. 付託議案、(1) 議案第19号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 関口住民課長。

住民課長 それでは、議案第19号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民課長 本条例の改正内容につきまして、議案書末尾の要旨により説明させていただき、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいでしょうか。本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部が改正されたことによって、通知カードが廃止されましたことから、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容についてでございますが、通知カードの廃止に伴い、再交付もできなくなることから、通知カードの再交付に係る手数料に関する規定を削除するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。なお、経過措置といたしまして、すでに交付されている通知カードにつきましては、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できることとなっております。

以上、議案第19号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 今の説明で、通知カード自体は廃止やけど、今までいただいた通知カード自体は、マイナンバーカードとして使えるということによろしいんですか。それとも廃止、なぜ廃止したんかわかりませんねわ。もう1度お願いします。

委員長 関口住民課長。

住民課長 通知カードそのものは、マイナンバーカードとはちょっと違って、もともとマイナンバーを証明する書類としては使えますけれども、身分証明書といいいものではないです。通知カードには住所、氏名等が記載されているわけなんですけれども、特に転居とかされずに、そのまま記載された内容のままであれば、マイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。ただし、転居とか、姓が、氏名が変わるとかいうようなことになれば、通知カードはマイナンバーを証明する書類としては利用できなくなりますので、その際におきましては、マイナンバーカードを取得していただくとか、住民票に、マイナンバー入りの住民票をとっていただくということになります。

伴委員 わかりました、言うてはる意味が。廃止っていう意味が、使えんねけど廃止っていう、表現あれですなけど、今後持っているものは使えるけど、何かの変更、姓が変わったり、住所が変わったりするときに、マイナンバーカードを交付受けへんだら、非常に不具合がでてくる、住民票、記載のある住民票をとれば、いけんことはないけど、基本的にはマイナンバーカードを取っていかなあかんということ。

今、マイナンバーカード、当町では何割ですか、わかりますか、すぐ。

住民課長 この5月末で20.1パーセントの交付率になっております。

伴委員 この20.1パーセントに対して今後こういうふうな廃止になってきたら、やっぱり持っていただくほうが便よろしいわな、まあ言うたら。その中で今後、広報等でこの廃止に向けて、できるだけ取得してくださいとか、その辺は掲載されたりするわけですか。

住民課長 住民さんに対しては、通知カードが廃止されたことにつきましては、町のホームページで一旦掲載させてもらっているところです。マイナンバーカードの取得、それから当町では住民票とか印鑑証明、コンビニで取っていただくこととかできる、そういうことがございますので、毎年、年2回ぐらいなんですけれども、広報に掲載させていただいております、今後もそういったことを継続して行って、普及に努めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第22号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第22号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

福祉子ども課長 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、

よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容であります。1つ目に、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設に関する規定の見直しであります。家庭的保育事業所等は、乳児又は満3歳未満の幼児を受入対象とした施設であり、卒園後の確実な受け入れ先があることにより、保護者の安心、事業の安定性の確保につながることから、当該受け入れ先としての連携施設の確保が求められておりますが、町長の調整等により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の家庭的保育事業所の受け入れ先確保のための連携施設の確保を不要とするものです。

2つ目に、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する規定の見直しでございます。居宅訪問型保育とは、住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施するものであります。保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するものです。施行期日ではありますが、公布の日から施行いたします。

以上、議案第22号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第22号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第23号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第23号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

福祉子ども課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいでしょうか。今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。改正内容がありますが、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設に関する規定の見直しであります。本条例は、保育所、幼稚園、家庭的保育事業所などについて、市町村が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する際に、満たすべき運営基準を定めたものであり、先の議案におけます家庭的保育事業所につきましては、本条例では、特定地域型保育事業所と規定されております。

改正内容につきましては、先の議案と同様、町長の調整等により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の特定地域型保育事業所の受け入れ先確保のための連携施設の確保を不要とするものでご

ございます。施行期日であります。公布の日から施行いたします。

以上、議案第23号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第23号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第24号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 (4) 議案第24号 介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉課長 恐れ入りますが、議案書末尾に添付をさせていただいております要旨をもつて説明をさせていただきます。

低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減を強化することを目的とした介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、令和2年度の介護保険料から適用されることとなったことから、本町における保険料率について、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第1段階から第3段階の保険料率をそれぞれ政令に定められた軽減率、これは下の表中、一番右の比較欄になりますが、その保険料率分の軽減を行い、斑鳩町の令和2年度の第1段階から第3段階の保険料額を上の方のとおりとするものでございます。

今回の改正に伴う保険料の減収分の公費負担につきましては、議案第27号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）において説明をさせていただきますが、今回の追加分の補正といたしまして、軽減の必要額は、1,098万9千円となります。その財源内訳は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となります。施行期日であります、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。また、経過措置といたしまして、改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。なお、条例本文と新旧対象表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、議案第24号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしく願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 これ安なるということで、住民にとったらええ話やと思いますねけど、今回こういうような疫病がはやったということでなってんのではないかと、今後この金額でずっといくということでええわけですな。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 そのとおりでございます。この令和2年度の保険料について、この金額で低くした保険料ですっといくということです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第24号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第27号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、(5)議案第27号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

長寿福祉課長 今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額補正をすることなく、歳入予算の款項のみを補正するものでございます。その内容といたしましては、介護保険料の段階が第1段階から第3段階に該当する者の保険料軽減分の公費の繰り入れと、その軽減分にかかる介護保険料の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きいただけますで

しょうか。歳入予算でございます。第1款 保険料、第1項 介護保険料、第1目 第1号被保険者保険料で、介護保険料の段階が第1段階から第3段階に該当する者の保険料軽減分1,098万9千円を減額補正し、また合わせて、その保険料軽減分の公費の繰り入れ分1,098万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第27号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつま

課長

して、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてでございますが、前回の委員会以降にご報告をさせていただく事項はございません。

次に、資源物共通指定袋の自治会配布についてでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、資源物共通指定袋の自治会等への配布が遅れておりました件について、資源物共通指定袋の一部が3月17日に納品をされましたことから、翌日の3月18日から3月29日にかけて、町内の自治会に配布を行ったところでございます。また、自治会未加入世帯に対しましては、広報3月号お知らせ版等で、配布日の周知変更をさせていただきまして、3月30日より役場にて順次配布をさせていただいたところでございます。

また、残りの資源物共通指定袋につきましても、4月3日に納品の完了を受け、令和元年度より繰越明許をさせていただきました資源物共通指定袋等購入事業費554万3,109円の支払いを完了いたしましたのでご報告をさせていただきます。

次に、いかるがの里クリーンキャンペーンについてであります。例年5月30日、ごみゼロの日に近い休日に実施をしております町内一斉清掃活動の「いかるがの里クリーンキャンペーン」につきましましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期をさせていただき、広報等で周知をさせていただいたところでございます。また、現時点においては、秋頃の開催を予定しており、日時等が決定いたしましたら、ご案内をさせていただくこととしております。

次に、令和元年度の廃棄物・資源物の排出量などがまとまりましたので、資料1により、ご報告をさせていただきます。資料1の1ページから3ページにかけて、ごみ排出量の種類別・月別比較といたしまして、家庭系廃棄物、家庭系資源物、そして事業系の3区分につきまして、それぞれ比較をさせていただいております。まず、1ページの家庭系廃棄物につきましましては、令和元年度では、粗大ごみを除きますと、すべて平成30年度の排出量を下回っており、全体量は16トン減少の約2,874トン、率でいいますと0.6パーセントの減少となっております。次に、2ページの家庭系資源物でございます。資源化処理するために回収いたしました7種類のうち、小型家電以外の6品目につきましましては、平成30年度より排出量が増加をしており、

家庭系資源物全体量では、約97トン増加の約1,817トン、率でいいますと5.6パーセントの増加となっております。また、生ごみにつきましては、平成30年度末では、94自治会6,837世帯であったモデル世帯が、令和元年度中に新たに2自治会45世帯が加わり、96自治会6,882世帯になったところであり、回収をいたしました生ごみにつきましては、これを堆肥化处理したところでございます。そして、家庭系廃棄物と家庭系資源物を合わせました、家庭系全体の排出量といたしましては、約1.7パーセント増加の約4,691トンとなったところでございます。

次に3ページの事業系ごみにつきましては、令和元年度に16事業所が新たに搬入登録事業所として増加をしたことにより、平成30年度と比較いたしまして、約3.5パーセント、約63トン増加の約1,834トンとなったところでございます。以上のことから、令和元年度の家庭系・事業系を合わせました排出量は、約6,525トンとなっており、約2.2パーセント、約143トンの増加という結果となっております。

次に、資料4ページにあります住民一人1日あたりのごみ排出量でございますが、令和元年度、町民一人1日あたりのごみの排出量は、737グラムとなったところでございます。平成30年度に比べ、8グラムの増加という結果になり、事業系ごみの排出量の増加がその要因でございます。ちなみに、奈良県や全国と比較いたしますと、現時点では、奈良県や国のデータは平成30年度までしか公表されておられませんので、それとの比較となりますが、先ほども申しあげましたが、当町では令和元年度、町民一人1日あたり737グラムの排出量でございますが、奈良県民一人あたりでは898グラム、国民一人あたりでは918グラムの排出量となっております。次に資源化率につきましては、当町では、平成30年度は前年度より3.8ポイント減少の50.3パーセントとなったところではございますが、奈良県の市町村の平均16.2ポイント、全国の市町村の平均19.9ポイントと比較いたしまして高い値で推移しているところでございます。今後につきましても、ごみの発生抑制、再利用のツールを推進し、排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化处理を行うことで資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めて参りたいと考えております。

次に、古布・古着のリサイクル回収の休止についてでございます。当町で

は、古布・古着類については、子ども会等が実施をされておられます資源物集団回収や公共施設に設置をしております「資源にかえる宝箱」の利用や衛生処理場への直接持込により、再資源化の取り組みを行っております。そして、集められました古布・古着については、その大半が資源回収業者から、マレーシアや韓国、フィリピンなどに輸出をされ、再利用をされておるところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、再生資源の輸出先国が移動制限やロックダウンなどで受け入れを停止されたことから、資源回収業者でも収容が限界に達ししつ々あるといことから、回収の一時休止をせざるを得ない状況となっております。この情報を受けまして、本町内で資源物集団回収の契約業者に確認をいたしましたところ、全ての業者で回収の休止をせざるを得ない状況であるとのことから、資源物集団回収登録団体や各自治会長宛に、新型コロナウイルスが終息するまで、古布・古着については、できるだけ家庭の方で保管をしていただくようお願いの文書を送付したところでございます。また、各公共施設に設置をしております「資源にかえる宝箱」及び衛生処理場への持ち込みにつきましても、ホームページや設置場所への掲示により周知をさせていただいたところでございます。今後は、この情勢についても注視をし、回収再開の見通しがたちましたら、集団回収団体への通知などにより、周知をはかってまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 生ごみの分別、当初スタートされるときに、平成30年を目標に全世帯を生ごみ分別するような説明あったと思うけれど、その点について今どのように考えておられますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 当初、まほろば推進計画で、平成30年度を目標といたしまして、町内全世帯の完全実施ということで計画をされております。しかしながら各自治会等とお話をさせていただいたところ、やはり生ごみ回収ボックスの設置場所の問題等々、いろいろありまして、現在はその課題解決をどのようにしていくかということで研究をしている状況で、当初計画にはちょっと遅れをとっておるという状況でございます。

中川委員 そやから全世帯を対象にするっていう動きはあるということ。

環境対策課長 全世帯対象に向け、取り組みを進めておるところでございます。

中川委員 だいたい何年後を目標にしてんの。

環境対策課長 計画は平成30年度、前年度でございましたから、早期のうちには全町実施に向けてできるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

中川委員 うちの自治会なんかやったらね、まだ生ごみの分別してない私がこういう質問をするのもおかしいけど、うちの自治会の総会で諮ったときには、全世帯がそのようになるんでしょと、もうなるときにしときましょと、高齢者世帯も多いから、今あわててモデル地区に入る必要はないという意見が多かったんでね、入ってませんが、自治会員さんは全世帯がなるときにはさせてもらうっていうことやったんでね、どないなってるのかなという思いで聞かせていただきました。それと、事業所の生ごみ分別、何事業者がこれ、してんねやろ。これ、その他で聞かんでもここでええか、委員長。

委員長 だいじょうぶです。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 現在2業者でございます。

中川委員 前々回の委員会で、生ごみの処分費、キロ当たりでなんぼや言うたかな。

環境対策
課長 10キロごとに160円でございます。

中川委員 ほんなら事業者用の可燃袋の袋はなんぼするのかな。

環境対策
課長 10キロ程度といわれる分で、1枚220円でございます。

中川委員 ほんならやっぱり生ごみ分別したほうが、事業所としては安くなってんのかな。

環境対策
課長 実質、袋に入れるよりは、その物をそのまま出したほうが安くつくということで、事業者にもその説明をして、協力をいただくよう進めているところでございます。

中川委員 なんでこの斑鳩町の中で事業所の生ごみを分別している業者が2業者やねやろ。飲食店ってもっとあるやんか、なんで分別したら負担が減るのに、その2業者だけやと思う。

環境対策
課長 実際生ごみを分別するとなっても、廃棄するシステムというんですかね、容器等々、いろいろ手間を考慮されるのかなということで、今回やはり生ごみ分の処理手数料も新設させていただきましたので、町といたしましても、事業者丁寧に説明をしながら協力をいただくよう進めてまいりたいなというふうに考えております。

中川委員 その可燃ごみ袋の購入費と生ごみの処理費用の差があまりにも少ないから、分けやんとそのまま可燃袋に入れたほうが手間かからんわと、そういう思いの人が多いのかなと。一般の家庭でいうたら有料のやつが無料になるから分けたら負担が減るという感覚になるけど、あまりにも差が少なすぎるのかなという感覚やねんけど、その辺についてはどない思っはんの。

環境対策
課長 差が少ないということでございますけれども、実際10キロ程度の袋は10キロ、うちの方が実際にごみを入れて持てる重さと考えたら、やはり8キ

ロとか9キロ程度しか入らないということでございます。10キロ程度の袋ということですのでその辺をですね、しっかり説明をして協力いただければなというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第26号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第26号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を完全実施するための介護保険事業特別会計への繰出金に対して負担金が交付されることから、介護保険低所得者保険料軽減負担金549万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、児童手当制度の事務手続きにおける年金関係の情報連携が、本年6月から開始されたことに伴い、必要となった児童手当システムの改修費に対して、補助金が交付されることから、子ども・子育て支援事業費補助金51万3千円の増額をお願いするものであります。8ページをお開きいただけますでしょうか。第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、介護保険低所得者保険料軽減負担金274万7千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入に関わる内容であります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第9目 介護保険事業繰出費の第27節 繰出金で、歳入で申しあげました介護保険の第1号保険料の軽減強化に係る介護保険事業特別会計への繰出金1,098万9千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費では、第5目 児童手当支給事業費の第12節 委託料で、歳入で申しあげました児童手当システムの改修に要する費用として77万円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第26号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、住民生活部が所管する内容についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2) 令和元年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、(2) 令和元年度国民健康保険税の不納欠損処分についてご報告をいたします。資料2をご覧くださいと思います。

地方税法の規定に基づいて、令和元年度の国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告するものでございます。(1) 事由別内訳表ではありますが、全体では52人、金額で532万996円の不納欠損処分を行いました。その内訳は、表に記載のとおりであります。地方税法第15条の7第4項でございしますが、滞納処分する財産がない等で滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したもの、また地方税法第18条第1項につきましては、5年間の時効により徴収権が消滅したもので、これにつきましても、滞納処分の執行停止、また財産調査を行い滞納処分できる財産がないものということでございます。次に、裏面をご覧ください。(2) 年度別内訳表であります。令和元年度不納欠損処分について、年度別の件数と不納欠損額を表したものでございます。次に、2枚目をご覧ください。(3) 不納

欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の状況を表しております。昨年度と同じ人数の不納欠損となっておりますが、金額につきましては個々の滞納額にもよりますので減少したというところがございます。この国民健康保険税の滞納対策につきましては、滞納者との接触機会をより多く確保し、納付相談や納付指導をこまめに行い、その生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めているところがございます。同時に、滞納者の担税力の調査、また差押え等も行い被保険者の負担の公平性を確保していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で、令和元年度国民健康保険税の不納欠損処分についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 表の見方、おしえていただけますか。2ページ目の年度別内訳表でいうたら、20年度とか、21年度とか、これ消滅時効の長いほうでも、5年という説明でなってるのに、20年度、これが残るといふ、この辺がなんで、この20年とか21年が、これが残ってきているのか、教えてください。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長 消滅時効、5年ということですが、例えば督促状、催告書ですね、出しましたらその10日後から5年後というふうに、時効が延びるということになっておりますので、それが各年度、今回でしたら古いもので20年度から生じているというものでございます。

伴委員 確かに時効はたまりますわな、そういうような形で。そしてまた5年というのわかるけど、なぜこの20年度のこの辺りを残しているって言ったら表現悪いでんねけど、処理していくんであれば、残す意味もわかります。はっきり言って不納欠損、不納欠損でしていくことが、決していいかって言ったら、そら難しい、帳面上はやっぱり消していかなあかん。そやけど逆に納

税の義務といたしますか、そういう面で言ったら残していくっていうか、そういうのはわかりますねけど、やはりこんな形で、もう10年から前のやつというのも、やはり考え方としてこういうような処理の仕方をしていかなあかん、もうちょっとこのあたり、説明お願いできまっしゃるか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 なんで古い分が残っているかということでございますけれども、滞納整理の場合とかを含めて、納税者の方とご相談をいろいろさせていただいております。その中で分割納付ですとか、そういった相談をしていくなかで、やはり古い分も当然残ってまいりますので、これは当時としては分割納付等していただいていたけれども、途中から担税力が乏しくなってきた、今回こういった形で欠損させていただくということでございますので、放置とかというよりも、一旦ちょっとずつでも納めていただいていた部分が、こうした形で残っているということでご理解賜りたいと思います。

伴委員 よう分かりました。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 この26年度だけ飛びぬけて多いのはなんか理由があんのかな。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 26年度というのはちょうど課税後から5年経ってきますので、一番処理の多いところをやっておりますので、金額も必然的に多くなっているということでございます。

中川委員 疑うわけじゃないけど、このなかで高級外車とか財産持ってはる人おらんかな。

住民生活
部長
委員長

ございません。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(3) 令和元年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉
課長

それでは、(3) 令和元年度 介護保険料の不納欠損についてご報告申しあげます。恐れ入りますが、お手元の資料3をご覧くださいませでしょうか。

令和2年度では、令和2年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった介護保険料について、納付者数(実人数)で60人分、233万6,650円を不納欠損しております。不納欠損処分した事由でございますが、主に介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効であります。下の表は、今回、不納欠損をいたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。平成28年度から令和元年度の4年分となっております。

次に、資料の裏面でございます。(3) 不納欠損の状況といたしまして、平成26年度から令和元年度までの欠損処分を行った納付者数(実人数)と保険料の推移をお示ししております。介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、令和元年度の介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員

これは3年であれかな、時効になるのかな。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 介護保険の場合、2年間で消滅時効となります。

中川委員 さっきの国保は5年にあたる26年度が多かった。ここは2年やから29年かな、が多いというのは、2年、5年の間、国保は5年、これは2年の間、分納誓約も取れてない、1円玉1枚もらってないっていう方がこんだけおられるということやな。

長寿福祉課長 すべてではないですけども、ほとんどその状況でございます。

中川委員 2年と国保5年と、時効消滅やろ。そやからその間でなんぼかもろてたら、さっき加藤部長いうように、平成20年のが今まで残ったということやから、何にも約束もしてもらってない、1銭も納めてもらってない人ちゃうの。

長寿福祉課長 介護保険の場合、亡くなられる方等もございまして、そこまで納めていたでいて、亡くなられて身寄りとか相続の方もいらっしゃらないとかいうケースもございまして、そういった方があるということでございます。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 次に、(4)令和元年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療課長 それでは(4)令和元年度 後期高齢者医療保険料の不納欠損処分について、ご報告をいたします。資料4をご覧ください。(1)事由別・年度別内訳表ではありますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、令和元年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づきまし

て、2年の時効により徴収権が消滅したことによるもので、人数で8人、金額では366,600円であります。

次に、(2)不納欠損処分の推移といたしまして、平成26年度からの不納欠損処分の件数と金額を記載しております。後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様、滞納者との接触の機会をより多く確保し、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で、令和元年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、ただ今から休憩に入りたいと思います。

10時15分までの休憩といたします。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時15分 再開)

委員長 再開します。

次に、(5)斑鳩町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項(5)斑鳩町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業についてご報告させていただきます。

資料5をご覧ください。本事業につきましては、小学校等の臨時休業等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給するもので、国の制度に加算して、町独自でも給付金を支給するものであります。当該事業に要する経費につきましては、国制度分につき

ましては、令和2年5月1日に、町独自支援分につきましては、5月8日に、それぞれ補正予算を専決処分させていただいております。

それでは、事業の実施概要についてご説明させていただきます。一つ目に、支給対象者であります。支給対象者は、令和2年4月分の児童手当の本則給付の受給者で、令和2年3月分の児童手当を受給していた現在新高校1年生の児童も含まれます。二つ目に、対象児童の見込み数でございますが、約3,830人でございます。三つ目に給付額でございます。国の制度では対象児童一人につき1万円ですが、町の独自支援策として、1万5千円上乘せし、対象児童一人につき2万5千円を支給します。四つ目に、今後のスケジュールについてでございます。公務員につきましては、児童手当が勤務先から支給されており、今回の給付金につきましては、一般支給対象者と公務員支給対象者で、申請方法等が異なりますので、それぞれご説明させていただきます。まず、一般支給対象者につきましては、5月29日付で給付金案内のお知らせを既に送付させていただいております。今回の給付金につきましては、児童手当情報として、対象児童や銀行口座情報等が既に町のほうにありますことから、個別に申請を行うことなく、給付金が不要である場合のみ6月15日までに申出書を提出していただくこととしております。今後、期限までに連絡がなかった方につきましては、7月中に児童手当登録銀行口座へ振り込みさせていただく予定でございます。

次に、公務員支給対象者でございますが、まず、所属庁におきまして、国制度の申請書が配布されます。この申請書に、所属庁が児童手当受給証明を行ったうえで、本人が住所地の市町村へ申請し、指定口座等へ振り込まれるという流れになります。なお、町におきまして、公務員支給対象者の情報を把握することができないため、公務員支給対象者の町独自支援分につきましては、国制度の申請があった方に、個別に町制度の申請書を送付し、再度、町独自支援分の申請をしていただく予定であります。

以上、斑鳩町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小城委員。

小城委員 これにつきまして、振り込みが7月中となっております。町からの普通の児童手当の分は、たぶん毎年6月10日とかに振り込まれてると思うんですけど、それとはまた別に振り込まれるという認識で間違いないでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 その通りでございます。本来の児童手当につきましては、6月10日に振り込みの予定でございます。こちらの給付金については7月中ということで進めております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、私から、ちょっと住民の方からご意見をいただいていることについて言いたいと思います。この支給される対象となる児童手当の受給というのは、前年度の年収であるとか、そういったもので決まってくるわけですが、現在、いま収入が激減をされていて、とても生活が大変だと言う、おっしゃる方が支給対象にならないということでね、随分と自分たちが対象にならないということで、不安というか不満というか、そういう意見をまだ持っていらっしゃるんです。国の基準にあわせてということですが、国からの支給額については、もうそれで仕方がないけれども町単でする分については、もう少し広げてもらえないだろうかという、そういったご意見とかご要望を受けてますので、その辺については今後しっかりと考えていただきたいという要望を述べさせていただきます。

他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(6)ひとり親世帯生活支援給付金支給事業について、

理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 各課報告事項（6）ひとり親世帯生活支援給付金支給事業についてご報告させていただきます。

資料6をご覧ください。本事業につきましては、小学校等の臨時休業等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯、なかでも、ひとり親世帯の生活を支援するため、町独自の支援として、児童扶養手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給するものであります。当該事業に要する経費につきましては、町が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費として、令和2年5月8日に補正予算を専決処分させていただいております。

それでは、事業の実施概要についてご説明させていただきます。一つ目に、支給対象者であります。令和2年4月分又は3月分の児童扶養手当の受給者でございます。二つ目に対象児童の見込み数でございますが、約360人でございます。三つ目に給付額でございますが、対象児童一人につき15,000円であります。四つ目に今後のスケジュールについてでございます。5月29日付で、町から給付金の案内チラシと申請書を対象者に送付しております。児童扶養手当につきましては、奈良県が支給する手当であり、児童手当のように、町で銀行口座情報を保有していないため、本人から申請していただく方法をとらせていただきます。今後、返送された申請書の取りまとめを行い、7月中には、指定口座への第1回目の振り込みを予定しており、その後も申請に基づき、随時振り込みを行ってまいります。以上、ひとり親世帯生活支援給付金支給事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。伴委員。

伴委員 ちょっと教えてほしいんですけど、先ほどの子育て世帯、今の説明のやつと先ほどの子育て世帯の臨時特別給付金支給事業とは、これ被りまんのかな。結局360人の方はほとんど最初の3,830人のところに入ってはりまんのかな、ちょっとそこからお願いします。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 全員、子育て世帯の臨時特別給付金の対象となっております。

も課長

伴委員 それでしたら、説明であとのほうの、今のひとり親のほうは町に送らなあかん、そして最初の子育て、先ほどのやつは逆に希望しない場合送るとなってますわな、ややこしいでんな。せやけど、指定口座がわからんがために送ってもらわなあかん、被ってはんねやったら分かるんちやいまんのか、そのあたりちょっと、奈良県のやつと絡むんで、町から案内チラシを送付してくれはんねから、片方で希望せえへん場合送らんでええと、欲しい人は送らんでええの、かるような気しまんねけど、そのあたりどんなもんですやろ。

福祉子ども課長 厳密に言いますと、照らし合わせますと分かるんですけども、それぞれ児童手当の事務のために取得している情報と、あと児童扶養手当は奈良県が支給している給付金を市町村が経由して申請の取りまとめを行っている事務ということで、事務の取り扱いが違いますので、大変お手を煩わすことにはなるんですけども、そういった形をとらせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

伴委員 そうというようなシステムになってますからこないなあってまんねやろけど、片方は欲しい場合送ったらあかん、片方は欲しい場合送らなあかん、この場合、こっちは送っとくはなれ、こっちは送ったらあきませんでというのはちゃんと明記するような形にはなってるか。それだけ聞きたいです。

福祉子ども課長 お知らせにつきましてはそれぞれチラシと、ひとり親世帯の世帯につきましては申請書も同封してお送りしておりますので、こちらの申請書を書いて申請してくださいという形でご案内しておりますので、その辺は大丈夫かと思えます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7) 飼い主不明猫に対する不妊手術助成等の取り組みについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 各課報告事項(7)の報告に入ります前に一つ訂正をお願いさせていただきたいと思います。先ほど、継続審査で委員さんのほうからご質問がございました、事業用町指定袋の販売価格でございますが、先ほどの答弁では1袋220円ということでお答えをさせていただきましたが、10リットル相当の袋は中サイズということで、1袋160円ということになっております。

訂正をさせていただきますしてお詫びを申しあげます。

それでは、各課報告事項(7) 飼い主不明猫に対する不妊手術助成等の取り組みについてご報告をさせていただきます。

今回、飼い主不明猫に対する不妊手術助成等の取り組みといたしまして、公益財団法人どうぶつ基金が運営をされております「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用した取り組みを進めるため、行政枠の登録を行ったところがございます。この「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担し、飼い主のいない猫に対し、さくらねこTNR、これは、猫を捕獲し不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す活動でありまして、その印として手術を施した猫の耳先をさくらの花びらのようにV字カットされるとのことでございます。そしてこの活動を実施することで、繁殖を防止し、地域の猫「さくらねこ」として、一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動として、全国的に展開をされている事業でございます。流れといたしましては、地域で地域猫活動をする団体から町へ不妊手術を行うため必要なチケット枚数を申請をしていただきます。そして、申請を受理いたしましたら、町からどうぶつ基金へチケットの申請をし、どうぶつ基金の方から町へ、その申請の枚数のチケットが送られてまいりますので、そのチケットを町から申請者の方へお渡しをさせていただきます。そのチケットを受け取った申請者は、どうぶつ基金の本事業の協力病院へチケットとともに地域猫を持ち込み、不妊手術を

実施し、その実施した報告を町へ行っていただくという形でございます。

現在、地域猫活動に関する関心と期待が高まっておる中、当町内においても、地域猫活動に取り組む動きもございまして、町といたしましてもその動きに対しての支援も必要であるものと考えており、今後、町内で地域猫活動をされている団体や個人が一堂に会せる場の設定や活動の理解を得るための広報などの支援を進め、地域における所有者不明猫の繁殖抑制や殺処分の削減、そして地域の生活環境の保全に努めてまいりたいというふうを考えております。以上、飼い主不明猫に対する不妊手術助成等の取り組みについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 課長、訂正していただいた袋代、220円やって言うたんが160円やっていうことやけど、160円と生ごみ分けて150円10キロ、同じ10キロの袋と10キロやろ。大きなスーパーやと思うねん、いま2件わな。普通の小さい商店で言うたら、可燃ごみと生ごみと分ける作業、考えたら160円と150円って、そんな差やったら分けてくれはるところあると思う。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 委員さんがおっしゃったように、先ほど事業所の分別ですね、排出、生ごみの分別が進まない理由といたしましては、やはりおっしゃるように施設の規模の大きい事業所につきましては、それ相当のメリットがあるんじゃないかと考えております。また小さい事業所については、そこまで手間をかけてもそれほど金銭的なメリットが生まれないということでございますので、この辺りも今後また検討を進めさせていただきまして、多くの事業所で取り組んでいただくような取り組みを進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

中川委員 焼却しない、埋め立てないということで、ごみゼロ宣言もしてる町やから、

生ごみを資源化できるように取り組んでもらえるように単価設定も考えて
いただきたい、そのように要望しておきます。

委員長 他にございませんか。 溝部委員。

溝部委員 さっきの地域猫活動についてなんですけども、去勢手術が補助されるとい
うことで、いま斑鳩町は飼い猫の去勢手術に対して助成金というか、4千円
ですかね、出てると思うんですけど、今後、飼い猫なのか地域猫なのかとい
うことを、どんなふうに判別していくというか、申請者次第といたしますか、
何というか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 今回の不妊手術、この取り組みにつきましては、地域猫活動をされている
課長 団体ということとさせていただいております。その団体につきましては、猫
に関する知識やスキルを持っておられるかた等々がおられると思います。

一部お話を聞きますと、やはりその方々が見ると飼い猫と地域猫、野良猫
等の飼い主いない猫ですね、やはり区別が分かるということらしいです。あ
と病院のほうでも飼い猫を持って行かれた場合と地域猫、そういった地域で
飼っておられる猫持っていかれた、病院でもやはりそれが判別するというこ
とで聞いております。虚偽の申請ではございませんが、それで協力病院のほ
うにそのチケット持って手術をされた場合、病院のほうから、これは地域猫
ではない、そのチケット使っておられますので、そういったことなりで防止
できるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

溝部委員 ということは、申請の時には一律に同じような扱いをして、病院で判別し
ていただくことですかね。

環境対策 申請の際には、交付申請の際には、その猫を地域猫として今後やっていく
課長 という申請、誓約ではないですけども、そういったこともとらせていただい
て、地域猫としてその方々の団体がこれから一生見守っていくということ

で申請をいただいておりますということですので、一応それで、あとは病院との判断で最終的に確認をさせていただければと考えております。

溝部委員 先ほど、さっきのさくらねこ団体ですかね、苦情も対処されるということおっしゃってたと思うんですけども、どんな苦情に対処してくださる形になるんですか。

環境対策課長 どういった苦情とか、やはり猫の餌やりとか糞尿の問題等々ございますが、その団体ももちろんそういった形で地域の方とお話されて進めていかれると思いますが、先ほどもご報告させていただきましたけれども、町といたしましても、やはりこの地域猫活動というのは地域の住民の方々、そして経験のある団体や個人のボランティアの方々、そして行政が地域の問題を地域で解決するため協働して行うことが地域猫活動と言われておりますので、ただその団体だけが苦情を受けるのではなく、そういった三者一体でそういった問題を解決していこうという取り組みでございますので、ご理解いただきたいと思います。

溝部委員 ありがとうございます。

委員長 中川委員。

中川委員 犬ってな、登録してるやん、猫はないの。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 犬のほうは狂犬病予防法という法律がございまして、そこに一生涯、一回犬を登録をしなければならぬとされておるところでございます。

猫はそういった制度はございませんので。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

福祉子ども課より、3点ご報告がございます。

まず、1点目でございますが、5月26日、あわ保育園におきまして、当園の保育士が園児に対し、不適切な発言を行うという事案がありましたので、ご報告させていただきます。当日の状況でございますが、あわ保育園みどり組、2歳児クラスにおきまして、当園の保育士が、朝の登園時、母親と離れた際に泣き出した園児をトイレに連れて行った際、いつまでも泣き止まなかったため、保育園のトイレ内で泣き止まない園児に対し、大声で「うるさい」など不適切な発言を行ったものであります。今回の対応につきましては、保育士として非常に不適切な対応であり、当該保育士に反省を促すのはもちろんのこと、保育園全体の問題としてとらえ、町長から当該保育士に対し、訓告、また、所長以下総括主任及び総括主任心得に対し、文書厳重注意が行われたところであります。また、当該保育士につきましては、みどり組の担任をはずし、一定期間、保育園内で所長及び主任保育士等の指導のもと、保育スキルの向上に努めさせるとともに、研修の期間中、みどり組につきましては、米井総括主任が代わって担任を務めております。さらに、今回の事案につきましては、あわ保育園の保護者の皆様に、6月4日付で周知をするとともに、保護者の皆さまから求められる保育士像や日頃感じておられる保育士に対するご意見等についてお聞きするアンケート調査を実施させていただいております。今後、このアンケート調査のご意見も参考に、保育士全体の資質向上に努めるとともに、保護者の皆様に安心してお子さんを預けていただける保育所運営を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に2点目でございますが、例年夏に実施しておりました一日里親会、心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集いの3事業の今年度の開催についてのご報告でございます。昨年度から、社会福祉協議会に移管いたしました、身体障害者ふれあいの集いに加え、一日里親会、心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましても、今年度から実施主体を社会福祉協議会に移管して実施される予定でございましたが、事業の実施にあたり、移動や訪問先において、人と人との距離の確保など、新型コロナウイルス感染症の適切な防止対策を講じることが困難であることから、参加者及びご協力

をいただく関係者のみなさまの健康と安全を最優先に考慮し、今年度は3事業とも中止することとありますので、ご報告させていただきます。

最後に3点目でございます。先般、3月16日に開催されました本委員会におきまして、小城議員から社会福祉協議会における昨年11月の事件について、事件当時、元副会長が勤務中であったのかどうかという質問に対し、社会福祉協議会に確認し、後日回答させていただくとしておりました件につきまして、回答させていただきます。社会福祉協議会に確認しましたところ、元副会長は、事件当日の午後1時30分から午後5時30分までの勤務であったと報告を受けております。

以上、福祉子ども課からの報告とさせていただきます。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 長寿福祉課から1点、ご報告がございます。令和2年度敬老会についてでございます。本年は、9月19日土曜日、いかるがホール大ホールにおいて開催をさせていただく予定としておりましたけれども、会場でありますいかるがホールにおいては、6月1日から利用を再開しておりますものの、感染予防に安全とされるソーシャルディスタンスが確保できないこと等から、本年の敬老会の開催は中止とさせていただきたいと思っております。

ただし、例年敬老会の式典で実施をしております、米寿・結婚50周年を迎えられる方々に対しての記念品贈呈につきましては、対象者に対し個別に意向調査を行ったうえで、別の日を設定し、役場において町長から直接贈呈できればと考えております。

以上、長寿福祉課からの報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 2歳の園児がね、母親と離れた途端泣く、普通にあり得る話やし、それを個室へ連れて行って怒鳴ったん、トイレいうことは個室やろ、違うの。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 説明不足で申し訳ございません。日ごろ、2歳児の手順としましてトイレに朝行くというのが手順となっております、その日もトイレに行くかと本人に聞いたところトイレに行くと言うので、トイレに連れて行ったが、やはり母親と離れたことが原因かどうかは分かりませんが、いつまでも泣き止まないということできつい口調で言ってしまったということがございます。本来でしたらお子さんの気持ちを落ち着かせるように違う方法をとるべきでありますので、今回このような対応を行いましたのは保育士としてのスキル不足というのが大きな原因でないかというふうに考えております。

中川委員 そういう人間で、もう性質でなおらへんと思うけど、なおると思います。

福祉子ども課長 やはり対応につきましては、いろいろ状況を保育士として、状況というか場面を経験していくことで対応策というのは身につけていくものであるというふうに考えておりますので、園内のほうで所長と主任保育士が監督しまして研修をさせていきたいというふうに考えております。

中川委員 今後、そういう報告が二度とないことを願うときます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小城委員。

小城委員 斑鳩町独自の施策でマスクがいま各家庭に届いてると思いますけど、マスクうちも届いたんですけど、ちょっと時間かかるらしいですけど、ビニール袋に入った、あれはあの状態で納品があったのか、職員が分けられたのか、どちらでしょうか。

委員長 北健康対策課長。

健康対策課長 マスクのほうが入った状態で納品されたんですけども、皆さんのところになかなか箱ですと郵送させていただきますとお手元に届くのに時間がかかるということがありましたので、こちらのほうで袋のほうに入れ替えさせていただいて郵送させていただきました。

小城委員 その際の方法と言いますか、もちろんたぶん衛生面ですごく気を付けてやられたと思うんですけど、どのようにやられたかだけ教えてもらえますか。

健康対策課長 細心の注意を払いながらということで、予防衣を着けて、必ず周辺の机等に際しまして、また手指の消毒もほうもしながら、また手袋等、あと髪の毛も入らないように落ちないように専門の帽子も被りながら袋詰めさせていただきました。

小城委員 ありがとうございます。聞けて良かったです。たぶん大変やったと思うんですけど、皆さん喜んでおられるので良かったです、ありがとうございます。

委員長 伴委員。

伴委員 今のマスクのことで、うちはちょうど日曜日着きましてんけど、だいたい今、配布率と言いますか、そのあたりどのような状況、なんかまだ着いてないところもあるみたいですし、どんな感じでっしゃろ。

委員長 北健康対策課長。

健康対策課長 この日曜日の配布の状況で郵便局のほうから聞いている数で約5,800世帯ということですので、今11,860世帯に配布しておりますので、約50パーセント程度になっております。

伴委員 そのあといつぐらいに、だいたい完了できそうな感じですか。

健康対策課長 今のところ6月の中旬目標にということで配布を依頼しております。

伴委員 これ、やっぱりタイミングって言いますか、出来るだけ。えらい評判よろしいねん、やっぱりゆうパックで入ってくるということもあるし、その中の文書も非常に今後のこともちょっと書かれていますし、せやからできるだけ早くいくようにと思ひまして、よろしくお願ひします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時46分 閉会)